

## 研究ノート

# 公営住宅に住む困窮者への支援

前田 哲男

MAEDA Tetsuo

### はじめに

住宅は生活の最も基礎となる条件であり、住宅を失った場合のセーフティネットに関して、憲法25条にいう生存権、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の個別具体の施策を講ずる必要がある。しかし、自由を尊重し自助努力と自己責任を基本とする日本社会において、社会福祉政策を提案するとき、ときとして「ただ乗り」「ばらまき」等と非難されることがあり、日本の住宅政策においては、人々の生存権についての配慮はなされているものの、人々の居住権を個別具体的に保証する仕組みは弱い。

適正な水準の住宅を自助努力によって確保することができるよう、住宅市場の整備はなされてきた。また、セーフティネットとしての公営住宅は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条にあるように「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的に建設をされてきた。そして平成8年の法改正により、建設原価家賃から、応能応益の考え方に立脚した家賃決定の仕組みが導入されている。公営住宅の家賃は、「毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で」(公営住宅法第16条第1項)定められることとなっている。こうした低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給する公営住宅の整備は重要であるが、新たに公営住宅を建設していこうとする動きは弱い。というのは、全国各地に空き家や空き住戸が多数存在することから、住宅問題は解決済みの古い問題であると人々に思われてきているからである。

住宅不足が解消され住宅問題が解決しているということは、日本にはホームレス問題が存在していないということになる。しかしホームレス問題は、貧困ビジネスとともにいまだに解決をされていない問題である。また、少子高齢の人口減少社会において、適正な水準の住宅を自助努力で確保することが困難となることが多くなってきている。自己の努力に限界のあるそうした弱者を切り捨てることにならないように、住宅に困窮している老人・母子・障害者等の世帯への対応の重要性が増してきている。こうした住宅困窮者への対応においては、住宅行政と福祉行政とが十分に連携していることが望まれるが、現状は十分に連携しているとはいえず、福祉的な支援を必要とする人々の住宅について、新たな支援の仕組みの検討が必要になってきていると考えられる。

自由な経済社会において、私たちは住む場所を失うという危険性ととも日々生活を営んでいる。たとえば公営住宅の入居者において、家賃が滞納状態に陥ることは誰にも起きる可能性がある。そして、そのことによる住宅の明渡が悲惨な事件を引き起こすきっかけになることもあり、悲惨な事件は全国どこでも起きる可能性がある。また、いま地方創生のために中山間地域への移住が奨励されているが、IターンやUターンの人々の生活が破たんする可能性もないとは言えない。そうしたときの生活再建については、自助だけではなく、公助や共助さらに互助によって図っていくことを考えていくべきであると思われる。居住福祉の視点が弱い日本において、セーフティネットの役割を果たすことが公営住宅に期待されているのであれば、生活再建へ向けた支援の仕組みが地域社会

の中に定着していることが重要である。生活再建の支援活動においては多くの関係者が係わる可能性がある。巨額の税金を投入することなく、関係者の協働によって課題解決を図るためには、現在の課題を的確に理解する必要がある。

### 居住支援協議会と支援会議

住宅困窮者に対する支援制度については、新たな制度が登場してきている。「住生活基本法」(平成18年法律第61号)の基本理念にのっとり、「住宅セーフティネット法」と呼ばれる「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が2007年(平成19年)に制定された。民間の賃貸住宅の空き家が増えてきているので、それを住宅問題の解決のために積極的に活用していこうということである。セーフティネットとしての民間賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者居住支援法人という制度が登場している。また、この法律の第51条に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的として、地方公共団体や宅地建物取引業者等は、「居住支援協議会」を組織することができるようになってきている。

さらに、2013年(平成25年)に「生活困窮者自立支援法」が制定された。全世代型で包括的な支援を実現するため、この法律の第9条において、都道府県や市、さらに福祉事務所を設置する町村は、関係機関とともに、必要な支援体制に関する検討を行う「支援会議」を組織することができるという制度が導入されている。

「居住支援協議会」や「支援会議」という制度に見られるように、様々な関係者、特に福祉関係者と住宅関係者との連携や協働は確かに重要である。しかし、福祉関係者と住宅関係者の連携や協働について、実際に実行してみると様々な問題に遭遇し、思いとは異なった状況を生み出すという可能性もあるのではないかと考えられる。そうしたときには現行制度の見直しも必要になってくる。こうした制度が定着し成果をだすためには、様々な問題があると予想され、そうした課題を発見す

るためにも、今回の調査に取り組んでいる。

### 都道府県の住宅部局への質問紙調査

都道府県の住宅部局への質問紙調査を、2019年7月10日までに回答を同封の返信用封筒に入れて投函することを求めて実施した。問1ではこの研究への協力を求めて部署名と連絡先を尋ねた。なお、調査書の記入に関しての注記で、部署名等を記載しなくても構わないとしている。今回の調査では32都道府県から回答を得ることができ、回収率は約7割(68.1%)であった。

この質問紙調査の結果をつぎに示す。

問2で、各都道府県で管理している公営住宅の戸数について尋ねた。回答のあった32都道府県の総数は445,444戸で平均は13,920戸であった。このうち公営住宅法に基づいて建設、買取り又は借上げが行われ、管理されている低所得者向け賃貸住宅、つまりいわゆる都道府県営住宅は、総数が438,193戸で平均が13,694戸であった。また中堅所得者向け賃貸住宅である特定公共賃貸住宅は、総数が2,879戸で平均が90戸であった。さらにその他の賃貸住宅は、総数が4,372戸で平均が137戸であった。

問3で、都道府県営住宅等の管理について、指定管理者に委任をしているかを尋ねた。約8割(84.4%)の27都道府県が指定管理者に委任しており、委任をしていないのは5都道府県であった。

問4で、3月以上の家賃を滞納している世帯数を尋ねた。9都道府県が「公開することができない」と回答し、6都道府県が「データとして集積していない」ため不明であった。約5割(53.1%)の17都道府県が家賃滞納の世帯数を回答してきた。総数は4,820世帯、平均は284世帯であった。家賃滞納の世帯数は、12都道府県において100を超える世帯数となっており、最高は1,000を超えていた。家賃滞納の世帯数を回答してきた17都道府県別に、都道府県営住宅等戸数に対する家賃滞納世帯の割合をみると0.09%から8.47%となっており、少ない数ではなかった。

公営住宅法第32条第1項第2号において、入居

者が家賃を3月以上滞納したときは、事業主体は、その入居者に対して明渡しを請求することができる」とされている。そこで問5-1で、3月以上の家賃滞納者が出てきた場合の対応について、家賃納付の指導や法的な措置のための要綱等が整備されているかを尋ねた。公営住宅法に基づいて各都道府県では条例が定められているが、家賃滞納者に対しての対応に関して詳細なルールは記載されていないのが一般的であり、そのルールは条例に基づいて作られることになる。約9割(93.8%)の30都道府県で整備されていた。この問いで合わせて要綱等の名称を尋ねた。内規のため名称は回答することができないという都道府県もあったが、要綱、要領、基準、マニュアルと多様であった。

問5-2で、住宅の明渡しに関して審議する委員会等が設置されているかを尋ねた。約9割(87.5%)の28都道府県が設置されていないと回答した。設置されている都道府県の委員会の名称であるが、「家賃滞納対策委員会」「法的措置等検討委員会」「法的措置対象者選考委員会」等であった。

問5-3で、家賃納付の指導に関して社会福祉関係機関と連携をしているかを尋ねたが、約9割(87.5%)の28都道府県が「必要があれば相談をしている」と回答した。

相談先については、問5-3-2で選択肢として、福祉事務所、役所内の福祉関係部局、社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、その他をあげ、「当てはまるもの全てに○をしてください」として尋ねた。

相談先として多い順に並べると、役所内の福祉関係部局22都道府県、福祉事務所20都道府県、社会福祉協議会15都道府県、地域包括支援センター13都道府県、老人福祉施設4都道府県、障害者福祉施設3都道府県、児童福祉施設1都道府県であった。そして、10都道府県において相談先が2か所であり、6都道府県において相談先が4か所であった。その他には警察、医療機関(主に精神科)等があった。

問5-3-3で、どの段階で相談をしているの

か、「最も多い場合を1つだけ選んで○を付けてください」と尋ねた。約8割(75.0%)の24都道府県が「それぞれのケースにおいて異なる」と回答した。そして、「家賃を3月滞納したことに対して、戸別訪問や電話等によって納付指導をするとき」「明渡訴訟のための通知書を家賃滞納者に内容証明郵便により送付するとき」がそれぞれ1都道府県であった。

公営住宅法第32条第2項において、公営住宅の入居者は、明渡しの請求を受けたときには、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならないとなっている。しかし、3月の滞納ですぐに強制退去させているところはないと推測される。そこで問5-4で、明渡訴訟を提起したことがあるかを尋ねた。2都道府県が「公開することができない」と回答し、10都道府県が「提起していない」と回答した。約6割(59.4%)の19都道府県が訴訟数を回答してきたが、その総数は548世帯、平均値は28.8世帯であり、少ない数ではなかった。

問6で、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づいて、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定しているかを尋ねた。約8割(81.3%)の26都道府県で指定をしていた。その総数は135法人、平均値は5.2であった。

問6-2で、住宅確保要配慮者居住支援法人に関して、国に要望したいことを尋ねた。「重層的住宅セーフティネット構築支援事業<sup>1)</sup>の継続を希望する」意見や、「資金繰りを自立してできている団体の事例紹介の希望」等があった。

問7で、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会を開催(あるいは参加)しているかを尋ねた。約9割(93.8%)の30都道府県で開催(あるいは参加)をしていた。協議会の開催回数の平均値は年2.0回であった。

問7-2で、住宅確保要配慮者居住支援協議会に関して、国に要望したいことを尋ねた。「居住支援協議会に対する補助制度の継続」や「市町単位での協議会設立に対する支援の希望」等があった。

問8で、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援会議に住宅部局が参加しているかを尋ねた。約5割(46.9%)の15都道府県で、「組織されていないので、参加をしていない」という回答であった。組織されていても参加をしていないケースがあり、20都道府県が「参加していない」と回答した。そして「参加している」と回答したのは4都道府県であった。

問9で、公営住宅の家賃滞納者に対する支援に関して、国に要望したいことを尋ねた。「支援策の拡充よりも現行の支援策の周知をお願いしたい」「公営住宅の家賃債権に対する強制執行権の付与」という意見があった。

### 都道府県の福祉部局への質問紙調査

都道府県の福祉部局への質問紙調査を、2019年7月10日までに回答を同封の返信用封筒に入れて投函することを求めて実施した。問1ではこの研究への協力を求めて部署名と連絡先を尋ねた。なお、調査書の記入に関しての注記で、部署名等を記載しなくても構わないとしている。今回の調査では26都道府県から回答を得ることができ、回収率は約6割(55.3%)であった。

つぎにこの質問紙調査の結果を示す。

問2で、都道府県営住宅の管理者(指定管理者を含む)から家賃滞納者に関しての相談があったかを尋ねた。約5割(53.8%)の14都道府県が「データとして集積していない」と回答した。そして、12都道府県が「平成30年度、相談はない」と回答し、「平成30年度に相談があった」と回答した都道府県はなかった。

問3で、市町村営住宅の管理者(指定管理者を含む)から家賃滞納者に関しての相談があったかを尋ねた。約5割(53.8%)の14都道府県が「データとして集積していない」と回答した。そして、11都道府県が「平成30年度、相談はない」と回答し、1都道府県が未記入で、「平成30年度に相談があった」と回答した都道府県はなかった。

問4で、都道府県営住宅の入居者から家賃滞納に関しての相談があったかを尋ねた。約6割

(57.7%)の15都道府県が「データとして集積していない」と回答した。そして、10都道府県が「平成30年度、相談はない」と回答し、1都道府県が「平成30年度に相談があった」と回答した。

問5で、市町村営住宅の入居者から家賃滞納に関しての相談があったかを尋ねた。約6割(57.7%)の15都道府県が「データとして集積していない」と回答した。そして、9都道府県が「平成30年度、相談はない」と回答し、1都道府県が「平成30年度に相談があった」と回答した。なお1都道府県が未記入であった。

問2から問5までに「相談はない」と回答した都道府県が多くなっている。市町村営住宅に関する相談は市町村が対応することで、都道府県の出番が少なくなるのは理解できる。市町村で解決できない問題は都道府県でということになるが、そうしたケースは少ないと思われる。一方、都道府県営住宅に関する相談は、さしあたって都道府県の福祉部局で対応することが考えられる。都道府県住宅において家賃の滞納が起きていないということであれば問題はない。しかし、住宅部局への質問紙調査において、ある一定数の家賃滞納者が出現していることを見ると、住宅部局と福祉部局との連携が十分に行われているのか、疑問が残る結果になっている。

問6で、住宅部局(公営住宅担当)に代って、福祉的な対応を必要とする家賃滞納者の支援をするとき、どの段階でかわることが相応しいと思うかを尋ねた。未記入が2都道府県あったが、約7割(73.1%)の19都道府県が「それぞれのケースにおいて異なる」と回答した。そして、2都道府県が「家賃を3月滞納したことに対して、住宅部局が戸別訪問や電話等によって納付指導をするとき」と回答した。

問6ではさらに、なぜその段階を選んだのか、理由を尋ねた。「それぞれのケースにおいて異なる」と回答した理由を見ると、「家賃滞納に至る過程は様々であり、対応を一律に定めることは困難である」というものが多かった。また、「福祉的な対応が必要になる場合、できるだけ早い段階

で支援にかかわることが望ましい」という意見も多かった。

問7で、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会に福祉部局は参加をしているかを尋ねた。未記入が2都道府県あったが、約7割(69.2%)の18都道府県が「参加をしている」と回答し、4都道府県が「参加をしていない」と回答した。

問7-2で、住宅確保要配慮者居住支援協議会に関して、国に要望したいことを尋ねた。「全国の居住支援協議会における先進的な事例を共有したい」という希望等があった。

問8で、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援会議を組織しているかを尋ねた。未記入が1都道府県あったが、5割(50.0%)の13都道府県が「組織していない」と回答した。そして、7都道府県が「検討している」と回答し、「組織している」と回答したのは1都道府県であった。

問8-2で、支援会議に関して、国に要望したいことを尋ねた。「税、教育、住宅など福祉以外の分野について、それぞれの所管省庁から各自治体の担当部局に対して、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議への参加についての働きかけと、その際の個人情報取り扱いに関するガイドラインを示してほしい」等の希望があった。

問9で、公営住宅の家賃滞納者に対する支援に関して、国に要望したいことを尋ねた。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第3条第11号に“若しくは都道府県又は市町村が住宅の配慮を有する者と判断した者”を加え、自治体の判断により、生活困窮者の個別の事情に対応できるようにすることを要望する」等の希望があった。

### 都道府県の社会福祉協議会への質問紙調査

都道府県の社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)への質問紙調査を、2019年7月10日までに回答を同封の返信用封筒に入れて投函することを求めて実施した。問1ではこの研究への協

力を求めて部署名と連絡先を尋ねた。なお、調査書の記入に関しての注記で、部署名等を記載しなくても構わないとしている。今回の調査では19都道府県社協から回答を得ることができ、回収率は約4割(40.4%)であった。

つぎにこの質問紙調査の結果を示す。

問2で、都道府県営住宅の管理者(指定管理者を含む)から家賃滞納者に関しての相談があったかを尋ねた。約7割(73.7%)の14都道府県社協が「平成30年度、相談はない」と回答した。そして、5都道府県社協が「データとして集積していない」と回答し、「平成30年度に相談があった」と回答した都道府県社協はなかった。

問3で、市町村営住宅の管理者(指定管理者を含む)から家賃滞納者に関しての相談があったかを尋ねた。約8割(78.9%)の15都道府県社協が「平成30年度、相談はない」と回答した。そして、4都道府県社協が「データとして集積していない」と回答し、「平成30年度に相談があった」と回答した都道府県社協はなかった。

問4で、都道府県営住宅の入居者から家賃滞納に関しての相談があったかを尋ねた。約5割(52.6%)の10都道府県社協が「平成30年度、相談はない」と回答した。そして、8都道府県社協が「データとして集積していない」と回答し、1都道府県社協が「平成30年度に相談があった」と回答した。

問5で、市町村営住宅の入居者から家賃滞納に関しての相談があったかを尋ねた。約5割(47.4%)の9都道府県社協が「平成30年度、相談はない」と回答した。そして、8都道府県社協が「データとして集積していない」と回答し、2都道府県社協が「平成30年度に相談があった」と回答した。

問2から問5までに「相談はない」と回答した都道府県社協が多くなっている。市町村営住宅に関する相談は市町村社協が協力することで、都道府県社協の出番が少なくなるのは理解できる。市町村社協で解決できない問題は都道府県社協でということになるが、そうしたケースは少ないと思

われる。しかし、都道府県営住宅に関する相談窓口として、都道府県社協の役割も大きいと考えられる。都道府県住宅において家賃の滞納が起きていないということであれば問題はない。しかし、住宅部局への質問紙調査において、ある一定数の家賃滞納者が出現しており、また、都道府県の福祉部局に向けた調査でも同じような結果になっているのを見ると、住宅部局と福祉関係機関との連携が十分に行われているのか、疑問が残る結果になっている。

問6で、住宅部局(公営住宅担当)に代って、福祉的な対応を必要とする家賃滞納者の支援をするとき、どの段階でかわることが相応しいと思うかを尋ねた。「その他」が2都道府県社協あったが、約6割(63.2%)の12都道府県社協が「それぞれのケースにおいて異なる」と回答した。そして、3都道府県社協が「家賃を3月滞納したことに対して、住宅部局が戸別訪問や電話等によって納付指導をするとき」、2都道府県社協が「家賃をひと月滞納したことに対して、住宅部局が督促状を送付するとき」と回答した。

問7で、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会に都道府県社協は参加をしているかを尋ねた。約9割(89.5%)の17都道府県が「参加をしている」と回答し、2都道府県が「参加をしていない」と回答した。

問7-2で、住宅確保要配慮者居住支援協議会に関して、国に要望したいことを尋ねた。「県段階に参加する市町村は住宅部局中心の感があり、福祉部局の積極的な参加がないと、機能が十分発揮されないのではないかと考える」「協議会では、福祉的な課題を抱える方の入居できる住宅がないことが課題としてあがっている。こうした点を解消できるような仕組みを整理してほしい」等の希望があった。

問8で、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援会議に都道府県社協は参加をしているかを尋ねた。「その他」が3都道府県社協あったが、約6割(57.9%)の11都道府県社協が「設立されてい

ないので、参加をしていない」と回答した。「設立されているが、参加をしていない」と回答したのは3都道府県社協で、「参加している」と回答したのは2都道府県社協であった。

問8-2で、支援会議に関して、国に要望したいことを尋ねた。「現在県により支援会議の設置が進められている。早めの設置と会の有効活用を期待したい」等の希望があった。

問9で、公営住宅の家賃滞納者に対する支援に関して、国に要望したいことを尋ねた。「公営住宅より安い賃貸物件は少ないので、公営住宅に住めなくなると、生活の立て直しができない。個々の家庭の事情に配慮し、柔軟な対応を行ってほしい」「たて割りの制度、施策、仕組みづくりが、生きづらさを抱える人の生活課題を、とり返しのつかない状態になるまで放置してしまっている。早期発見、支援につながるよう、福祉部局以外での意識改革をすすめられたい」等の希望があった。

## 共生社会へ向けて

居住の貧困を克服しようとするとき、国や地方公共団体による公助の取組が重要である。そのためには、都道府県と市町村の連携とともに縦割り行政が解消されていることが望ましいと考えられる。しかし、今回の質問紙調査結果から都道府県レベルで、住宅部局と福祉部局との連携が活発に行われているという姿を読み取ることは困難であった。

公助の取組においては市町村の役割が重要になってきている。市町村の福祉事務所は、市町村が基礎自治体のために重要な役割を担っている。その一方で、都道府県の福祉事務所の取組が弱くなっている。そうした例として、福祉事務所のない町村の生活保護業務を、県が町村に隣接する市に委託するというケースが登場していることが挙げられる。これは、県庁と市役所までの距離を比べたとき、近い方が緊急時等の速やかな対応が可能であるという、住民の利便性やサービスの維持・向上を図るための措置である<sup>2)</sup>。こうした事例を見ると、都道府県の福祉部局のあり方について検

討する必要があるのではないかとと思われる。

あるべき共生社会では、貧しい市民にも平等に、良質な住宅が何らかの形で保証されるべきであり、そのことを確実に実現するためには、公営住宅を計画的に整備し管理していくことがこれからも大切である。と同時に、民間にも協力を願う時代になっている。民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議する住宅確保要配慮者居住支援協議会は、国からの支援もあり、都道府県レベルで整備されている。しかし、市町村レベルでの整備を推進していくことが大切であると考えられる。

自助か公助か、どちらかを選択するという時代ではない。「支える側」と「支えられる側」の二分法は、生活保護を受給するか否かに繋がり、また、持ち家か施設かという二分法にも繋がっていく。持ち家と施設の間には共生型の様々な住まいや生活スタイルが考えられる。「支える側」と「支えられる側」と分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活動できる共生型のコミュニティ、多様性を認めつつ互いに支え合い、全ての人に心地よい居場所のあるしなやかな共生社会を作っていくことが重要である。

金融資産や土地・住宅資産の格差が大きくなっている時代において、事後的で救済的な活動以上に事前的で予防的な活動が大切になってくると考えられる。生活保護を受給する手前において、生活を再建する方法は多数存在すると考えられる。と同時に、暗い状態からの回復だけではなく、共生社会という明るい状態の実現に向けた活動も重要である。公共の担い手としての国を我々自らが作っていくとともに、我々は共生型の住まいやコミュニティによる共生社会の建設に向けた新たな仕組みを構築し、実践的活動に積極的に取り組むべきであると考えられる。

**付記** この研究ノートは、『中山間地域における公営住宅家賃滞納者への支援に関する研究(課題番号18K02071)(科研費基金 平成30年度 基盤研究(C) 平成30年度～令和2年度)』の一環とし

て、令和元年度に実施された調査データを分析し検討したものである。

## 註

- 1) 国土交通省「重層的住宅セーフティネット構築支援事業」  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001285984.pdf#search=%27E9%87%8D%E5%B1%A4%E7%9A%84%E3%82%BB%E3%83%BC%E3%83%95%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E6%A7%8B%E7%AF%89%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BA%8B%E6%A5%AD%272019.9.26>)
- 2) 山口県「県から市への生活保護業務の委託」  
([http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/080305\\_2\\_4.pdf#search=%27E7%A6%8F%E7%A5%89%E4%BA%8B%E5%8B%99%E6%89%80+%E7%9C%8C%E3%81%8B%E3%82%89%E5%B8%82%E3%81%B8%272019.9.26](http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/080305_2_4.pdf#search=%27E7%A6%8F%E7%A5%89%E4%BA%8B%E5%8B%99%E6%89%80+%E7%9C%8C%E3%81%8B%E3%82%89%E5%B8%82%E3%81%B8%272019.9.26))

## Social and economic support for people living in public housing

**MAEDA Tetsuo**

In order to solve the problem of poverty, it is important to reconsider the design philosophy of the architect with the review of Japan's housing policy. In Japan's housing policy, self-help efforts has been emphasized. Hence the homeless problem is not solved yet, and it is necessary to review Japan's housing policy while seeing the balance between self-help, mutual assistance, and public assistance.

In this study, I consider a new scheme to support people living in public housing. It will supplement the welfare program under the Livelihood Protection Law.